

# 特定個人情報保護評価書(基礎項目評価書)

評価書番号	評価書名
6	個人住民税に関する事務 基礎項目評価書

## 個人のプライバシー等の権利利益の保護の宣言

伊勢市は、個人住民税に関する事務における特定個人情報ファイルの取扱いにあたり、特定個人情報ファイルの取扱いが個人のプライバシー等の権利利益に影響を及ぼしかねないことを認識し、特定個人情報の漏えいその他の事態を発生させるリスクを軽減させるために適切な措置を講じ、もって個人のプライバシー等の権利利益の保護に取り組んでいることを宣言する。

特記事項

## 評価実施機関名

伊勢市長

## 公表日

令和5年12月4日

# I 関連情報

1. 特定個人情報ファイルを取り扱う事務	
①事務の名称	個人住民税に関する事務
②事務の概要	<p>【概要】            地方税法に基づき、住民・国税庁から提出された申告情報、給与支払者・年金支払者から提出された支払報告書(以下「申告等情報」という。)を収集し、個人住民税を計算し、賦課決定し、通知する。賦課決定に際し、又は賦課決定した後においても、必要に応じ税務調査を実施し、公平・公正な賦課決定又は賦課更正を行う。            又、住民からの要請に応じ、賦課された個人住民税情報から所得・課税証明書を発行する。</p> <p>【内容】            ①申告等情報(市民税・県民税申告書、確定申告書等、事業所からの給与支払報告など)の受理            ②他自治体から伊勢市への調査回答、伊勢市から他自治体への税務調査実施            ③個人住民税の賦課決定・賦課更正及び住民・給与支払者・年金支払者への税額通知の発送            ④住民登録外の課税(以下「住登外課税」と称す。)に伴う他自治体への通知            ⑤個人住民税の減免申請書の受理及び承認又は却下の決定、並びにその通知            ⑥住民・給与支払者等からの各種申請・届出書(給与所得者異動届出書など)の受理            ⑦他市課税であることが判明した場合の資料回送            ⑧賦課情報に基づく所得・課税証明書発行</p>
③システムの名称	1. 個人住民税システム 2. 中間サーバー 3. 団体内統合利用番号連携サーバー 4. 宛名管理システム 5. 国税連携システム 6. 審査システム(eLTAX)
2. 特定個人情報ファイル名	
個人住民税賦課情報ファイル	
3. 個人番号の利用	
法令上の根拠	<ul style="list-style-type: none"> <li>・番号法第9条第1項 別表第一 16の項</li> <li>・番号法別表第一の主務省令で定める事務を定める命令 第16条</li> </ul>
4. 情報提供ネットワークシステムによる情報連携	
①実施の有無	[ 実施する ] <div style="float: right;">             &lt;選択肢&gt;              1) 実施する              2) 実施しない              3) 未定           </div>
②法令上の根拠	番号法第19条第8号 別表第二 (1)情報照会の根拠 27の項 (2)情報提供の根拠 1, 2, 3, 4, 6, 8, 9, 11, 16, 18, 20, 23, 26, 27, 28, 29, 31, 34, 35, 37, 38, 39, 40, 42, 48, 53, 54, 57, 58, 59, 61, 62, 63, 64, 65, 66, 67, 70, 71, 74, 80, 84, 85の2, 87, 91, 92, 94, 97, 101, 102, 103, 106, 107, 108, 113, 114, 115, 116, 117, 120, 121の項 ・番号法別表第二の主務省令で定める事務及び情報を定める命令 (1)情報照会の根拠 第20条 (2)情報提供の根拠 第1, 2, 3, 4, 6, 7, 8, 10, 12, 13, 14, 16, 19, 20, 21, 22, 22の3, 22の4, 23, 24, 24の2, 24の3, 25, 26の3, 27, 28, 31, 31の2の2, 31の3, 32, 33, 34, 35, 36, 37, 38, 39, 39の2, 40, 43, 43の3, 43の4, 44, 44の3, 45, 47, 49, 49の2, 51, 53, 54, 55, 58, 59, 59の2の2, 59の2の3, 59の3, 59の4条
5. 評価実施機関における担当部署	
①部署	総務部課税課
②所属長の役職名	課税課長
6. 他の評価実施機関	
—	
7. 特定個人情報の開示・訂正・利用停止請求	

請求先	〒516-8601 三重県伊勢市岩淵1丁目7番29号 総務部総務課 電話:0596-21-5521
<b>8. 特定個人情報ファイルの取扱いに関する問合せ</b>	
連絡先	〒516-8601 三重県伊勢市岩淵1丁目7番29号 総務部課税課 電話:0596-21-5534

## II しきい値判断項目

1. 対象人数		
評価対象の事務の対象人数は何人が	[ 10万人以上30万人未満 ]	<選択肢> 1) 1,000人未満(任意実施) 2) 1,000人以上1万人未満 3) 1万人以上10万人未満 4) 10万人以上30万人未満 5) 30万人以上
いつ時点の計数か	令和2年7月28日 時点	
2. 取扱者数		
特定個人情報ファイル取扱者数は500人以上か	[ 500人未満 ]	<選択肢> 1) 500人以上 2) 500人未満
いつ時点の計数か	令和2年7月28日 時点	
3. 重大事故		
過去1年以内に、評価実施機関において特定個人情報に関する重大事故が発生したか	[ 発生なし ]	<選択肢> 1) 発生あり 2) 発生なし

## III しきい値判断結果

しきい値判断結果
基礎項目評価及び重点項目評価の実施が義務付けられる

## IV リスク対策

1. 提出する特定個人情報保護評価書の種類		
[ 基礎項目評価書及び重点項目評価書 ]		<選択肢> 1) 基礎項目評価書 2) 基礎項目評価書及び重点項目評価書 3) 基礎項目評価書及び全項目評価書
2)又は3)を選択した評価実施機関については、それぞれ重点項目評価書又は全項目評価書において、リスク対策の詳細が記載されている。		
2. 特定個人情報の入手(情報提供ネットワークシステムを通じた入手を除く。)		
目的外の入手が行われるリスクへの対策は十分か	[ 十分である ]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
3. 特定個人情報の使用		
目的を超えた紐付け、事務に必要な情報との紐付けが行われるリスクへの対策は十分か	[ 十分である ]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
権限のない者(元職員、アクセス権限のない職員等)によって不正に使用されるリスクへの対策は十分か	[ 十分である ]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
4. 特定個人情報ファイルの取扱いの委託 [ ]委託しない		
委託先における不正な使用等のリスクへの対策は十分か	[ 十分である ]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
5. 特定個人情報の提供・移転(委託や情報提供ネットワークシステムを通じた提供を除く。) [ ]提供・移転しない		
不正な提供・移転が行われるリスクへの対策は十分か	[ 十分である ]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
6. 情報提供ネットワークシステムとの接続 [ ]接続しない(入手) [ ]接続しない(提供)		
目的外の入手が行われるリスクへの対策は十分か	[ 十分である ]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
不正な提供が行われるリスクへの対策は十分か	[ 十分である ]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
7. 特定個人情報の保管・消去		
特定個人情報の漏えい・滅失・毀損リスクへの対策は十分か	[ 十分である ]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
8. 監査		
実施の有無	[ <input type="radio"/> ] 自己点検 [ ] 内部監査 [ ] 外部監査	
9. 従業者に対する教育・啓発		
従業者に対する教育・啓発	[ 十分に行っている ]	<選択肢> 1) 特に力を入れて行っている 2) 十分に行っている 3) 十分に行っていない

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
平成28年9月1日	I. 基本情報 1. 特定個人情報ファイルを取り扱う事務 ②事務の概要	また、住民からの要請に応じ、賦課された個人住民情報から課税証明書を発行する。	また、住民からの要請に応じ、賦課された個人住民税情報から所得・課税証明書を発行する。	事前	
平成28年9月1日	I. 関連情報 1. 特定個人情報ファイルを取り扱う事務 ②事務の概要	①申告情報(寄付金控除申告書)の受理	①申告等情報(市民税・県民税申告書、確定申告書等、事業所からの給与支払報告など)の受理	事前	
平成28年9月1日	I. 関連情報 1. 特定個人情報ファイルを取り扱う事務 ②事務の概要	⑥住民・給与支払者等からの各種申請・届出書(給与所得者異動届出書)の受理	⑥住民・給与支払者等からの各種申請・届出書(給与所得者異動届出書など)の受理	事前	
平成28年9月1日	I. 関連情報 4. 情報提供ネットワークシステムによる情報連携 ②法令上の根拠	番号法第19条第7号 別表第二 第1, 2, 3, 4, 6, 8, 9, 11, 16, 18, 23, 26, 27, 28, 29, 30, 31, 34, 35, 37, 39, 40, 42, 48, 54, 57, 58, 59, 61, 62, 63, 64, 65, 66, 67, 70, 71, 74, 80, 84, 87, 91, 92, 94, 97, 102, 103, 106, 107, 113, 114, 115, 117, 120項	番号法第19条第7号 別表第二 第1, 2, 3, 4, 6, 8, 9, 11, 16, 18, 23, 26, 27, 28, 29, 31, 34, 35, 37, 38, 39, 40, 42, 48, 54, 57, 58, 59, 61, 62, 63, 64, 65, 66, 67, 70, 71, 74, 80, 84, 87, 91, 92, 94, 97, 101, 102, 103, 106, 107, 108, 113, 114, 115, 116, 119項	事前	
平成28年9月1日	I. 関連情報 1. 特定個人情報ファイルを取り扱う事務 ③システムの名称	1. 個人住民税システム 2. 中間サーバー 3. 団体内統合利用番号連携サーバー 4. 宛名管理システム	1. 個人住民税システム 2. 中間サーバー 3. 団体内統合利用番号連携サーバー 4. 宛名管理システム 5. 国税連携システム 6. 審査システム(eLTAX)	事前	
平成28年9月1日	I. 関連情報 5. 評価実施機関における担当部署 ②所長	課税課長 石田 高	課税課長 世古口 睦	事前	
平成29年10月3日	I. 関連情報 3. 個人番号の利用 法令上の根拠	・番号法第9条第1項 別表第一 第16項 ・番号法別表第一の主務省令で定める事務を定める命令 第16条	・番号法第9条第1項 別表第一 16の項 ・番号法別表第一の主務省令で定める事務を定める命令 第16条	事後	法令の題名等の形式的な変更

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
平成29年10月3日	I. 関連情報 4. 情報提供ネットワークシステムによる情報連携 ②法令上の根拠	番号法第19条第7号 別表第二 第1, 2, 3, 4, 6, 8, 9, 11, 16, 18, 23, 26, 27, 28, 29, 31, 34, 35, 37, 38, 39, 40, 42, 48, 54, 57, 58, 59, 61, 62, 63, 64, 65, 66, 67, 70, 71, 74, 80, 84, 87, 91, 92, 94, 97, 101, 102, 103, 106, 107, 108, 110, 113, 114, 115, 116, 119 項	番号法第19条第7号 別表第二 (1)情報照会の根拠 27の項 (2)情報提供の根拠 1, 2, 3, 4, 6, 8, 9, 11, 16, 18, 26, 27, 28, 31, 34, 35, 37, 38, 39, 40, 42, 48, 54, 57, 58, 59, 63, 64, 65, 66, 67, 70, 74, 80, 84, 85の2, 87, 91, 92, 94, 97, 101, 102, 103, 106, 107, 108, 113, 114, 116, 119の項 ・番号法別表第二の主務省令で定める事務及び情報を定める命令 (1)情報照会の根拠 第20条 (2)情報提供の根拠 第1, 2, 3, 4, 6, 7, 8, 10, 12, 13, 19, 20, 21, 22, 22の3, 22の4, 23, 24, 24の2, 24の3, 25, 26の3, 28, 31, 31の2, 31の3, 34, 35, 36, 37, 38, 39, 40, 43, 43の3, 43の4, 44, 44の2, 45, 47, 49, 49の2, 50, 51, 53, 54, 55, 58, 59, 59の2, 59の3条	事後	法令の題名等の形式的な変更
平成30年9月7日	I. 関連情報 5. 評価実施機関における担当部署	課税課長 世古口 睦	課税課長	事後	
令和1年6月18日	I. 関連情報 1. 特定個人情報ファイルを取り扱う事務 ②事務の概要	【概要】地方税法に基づき…支払報告書(以下、「申告等情報」という。)…	【概要】地方税法に基づき…支払報告書(以下「申告等情報」という。)…	事後	誤字・脱字の修正
令和1年6月18日	I. 関連情報 7. 特定個人情報の開示・訂正・利用停止請求 連絡先	三重県伊勢市岩淵1丁目7番29号	三重県伊勢市岩淵1丁目7番29号	事後	

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
令和1年6月18日	I. 関連情報 8. 特定個人情報ファイルの取扱いに関する問合せ連絡先	三重県伊勢市岩淵1丁目7番29号 総務部総務課 電話:0596-21-5521	三重県伊勢市岩淵1丁目7番29号 総務部課税課 電話:0596-21-5534	事後	連絡先表記を所管課へ修正
令和1年6月18日	IVリスク管理	記載なし	規則改正に伴う項目追加	事後	
令和2年11月30日	I. 関連情報 4. 情報提供ネットワークシステムによる情報連携 ②法令上の根拠	番号法第19条第7号 別表第二 (1)情報照会の根拠 27の項 (2)情報提供の根拠 1, 2, 3, 4, 6, 8, 9, 11, 16, 18, 26, 27, 28, 31, 34, 35, 37, 38, 39, 40, 42, 48, 54, 57, 58, 59, 63, 64, 65, 66, 67, 70, 74, 80, 84, 85の2, 87, 91, 92, 94, 97, 101, 102, 103, 106, 107, 108, 113, 114, 116, 119の項 ・番号法別表第二の主務省令で定める事務及び情報を定める命令 (1)情報照会の根拠 第20条 (2)情報提供の根拠 第1, 2, 3, 4, 6, 7, 8, 10, 12, 13, 19, 20, 21, 22, 22の3, 22の4, 23, 24, 24の2, 24の3, 25, 26の3, 28, 31, 31の2, 31の3, 34, 35, 36, 37, 38, 39, 40, 43, 43の3, 43の4, 44, 44の2, 45, 47, 49, 49の2, 50, 51, 53, 54, 55, 58, 59, 59の2, 59の3条	番号法第19条第7号 別表第二 (1)情報照会の根拠 27の項 (2)情報提供の根拠 1, 2, 3, 4, 6, 8, 9, 11, 16, 18, 20, 23, 26, 27, 28, 29, 31, 34, 35, 37, 38, 39, 40, 42, 48, 53, 54, 57, 58, 59, 61, 62, 63, 64, 65, 66, 67, 70, 71, 74, 80, 84, 85の2, 87, 91, 92, 94, 97, 101, 102, 103, 106, 107, 108, 113, 114, 115, 116, 117, 120の項 ・番号法別表第二の主務省令で定める事務及び情報を定める命令 (1)情報照会の根拠 第20条 (2)情報提供の根拠 第1, 2, 3, 4, 6, 7, 8, 10, 12, 13, 14, 16, 19, 20, 21, 22, 22の3, 22の4, 23, 24, 24の2, 24の3, 25, 26の3, 27, 28, 31, 31の2, 31の3, 32, 33, 34, 35, 36, 37, 38, 39, 40, 43, 43の3, 43の4, 44, 44の2, 45, 47, 49, 49の2, 51, 53, 54, 55, 58, 59, 59の2, 59の3条	事後	法令の変更に伴う修正
令和2年11月30日	II しきい値判断項目 1. 対象人数	平成26年10月31日 時点	令和2年7月28日 時点	事後	しきい値再判定による
令和2年11月30日	II しきい値判断項目 2. 取扱者数	平成26年10月31日 時点	令和2年7月28日 時点	事後	しきい値再判定による



変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
令和3年8月31日	I 関連情報 4. 情報提供ネットワークシステムによる情報連携 ②法令上の根拠	番号法第19条第7号 別表第二 (1)情報照会の根拠 27の項 (2)情報提供の根拠 1, 2, 3, 4, 6, 8, 9, 11, 16, 18, 20, 23, 26, 27, 28, 29, 31, 34, 35, 37, 38, 39, 40, 42, 48, 53, 54, 57, 58, 59, 61, 62, 63, 64, 65, 66, 67, 70, 71, 74, 80, 84, 85の2, 87, 91, 92, 94, 97, 101, 102, 103, 106, 107, 108, 113, 114, 115, 116, 117, 120の項 ・番号法別表第二の主務省令で定める事務及び情報を定める命令 (1)情報照会の根拠 第20条 (2)情報提供の根拠 第1, 2, 3, 4, 6, 7, 8, 10, 12, 13, 14, 16, 19, 20, 21, 22, 22の3, 22の4, 23, 24, 24の2, 24の3, 25, 26の3, 27, 28, 31, 31の2, 31の3, 32, 33, 34, 35, 36, 37, 38, 39, 40, 43, 43の3, 43の4, 44, 44の2, 45, 47, 49, 49の2, 51, 53, 54, 55, 58, 59, 59の2の2, 59の2の3, 59の3条	番号法第19条第8号 別表第二 (1)情報照会の根拠 27の項 (2)情報提供の根拠 1, 2, 3, 4, 6, 8, 9, 11, 16, 18, 20, 23, 26, 27, 28, 29, 31, 34, 35, 37, 38, 39, 40, 42, 48, 53, 54, 57, 58, 59, 61, 62, 63, 64, 65, 66, 67, 70, 71, 74, 80, 84, 85の2, 87, 91, 92, 94, 97, 101, 102, 103, 106, 107, 108, 113, 114, 115, 116, 117, 120の項 ・番号法別表第二の主務省令で定める事務及び情報を定める命令 (1)情報照会の根拠 第20条 (2)情報提供の根拠 第1, 2, 3, 4, 6, 7, 8, 10, 12, 13, 14, 16, 19, 20, 21, 22, 22の3, 22の4, 23, 24, 24の2, 24の3, 25, 26の3, 27, 28, 31, 31の2, 31の3, 32, 33, 34, 35, 36, 37, 38, 39, 39の2, 40, 43, 43の3, 43の4, 44, 44の3, 45, 47, 49, 49の2, 51, 53, 54, 55, 58, 59, 59の2の2, 59の2の3, 59の3条	事後	法令の変更に伴う修正

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
令和5年12月4日	I 関連情報 4. 情報提供ネットワークシステムによる情報連携 ②法令上の根拠	番号法第19条第8号 別表第二 (1)情報照会の根拠 27の項 (2)情報提供の根拠 1, 2, 3, 4, 6, 8, 9, 11, 16, 18, 20, 23, 26, 27, 28, 29, 31, 34, 35, 37, 38, 39, 40, 42, 48, 53, 54, 57, 58, 59, 61, 62, 63, 64, 65, 66, 67, 70, 71, 74, 80, 84, 85の2, 87, 91, 92, 94, 97, 101, 102, 103, 106, 107, 108, 113, 114, 115, 116, 117, 120の項 ・番号法別表第二の主務省令で定める事務及び情報を定める命令 (1)情報照会の根拠 第20条 (2)情報提供の根拠 第1, 2, 3, 4, 6, 7, 8, 10, 12, 13, 14, 16, 19, 20, 21, 22, 22の3, 22の4, 23, 24, 24の2, 24の3, 25, 26の3, 27, 28, 31, 31の2, 31の3, 32, 33, 34, 35, 36, 37, 38, 39, 39の2, 40, 43, 43の3, 43の4, 44, 44の3, 45, 47, 49, 49の2, 51, 53, 54, 55, 58, 59, 59の2の2, 59の2の3, 59の3条	番号法第19条第8号 別表第二 (1)情報照会の根拠 27の項 (2)情報提供の根拠 1, 2, 3, 4, 6, 8, 9, 11, 16, 18, 20, 23, 26, 27, 28, 29, 31, 34, 35, 37, 38, 39, 40, 42, 48, 53, 54, 57, 58, 59, 61, 62, 63, 64, 65, 66, 67, 70, 71, 74, 80, 84, 85の2, 87, 91, 92, 94, 97, 101, 102, 103, 106, 107, 108, 113, 114, 115, 116, 117, 120, 121の項 ・番号法別表第二の主務省令で定める事務及び情報を定める命令 (1)情報照会の根拠 第20条 (2)情報提供の根拠 第1, 2, 3, 4, 6, 7, 8, 10, 12, 13, 14, 16, 19, 20, 21, 22, 22の3, 22の4, 23, 24, 24の2, 24の3, 25, 26の3, 27, 28, 31, 31の2の2, 31の3, 32, 33, 34, 35, 36, 37, 38, 39, 39の2, 40, 43, 43の3, 43の4, 44, 44の3, 45, 47, 49, 49の2, 51, 53, 54, 55, 58, 59, 59の2の2, 59の2の3, 59の3, 59の4条	事後	法令の変更に伴う修正